破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第９０号
茨城県つくばみらい市古川27番地５、前住所茨城県つくばみらい市紫峰ヶ丘１丁目12番地14　コーポ紫峰101
破産者　鈴木　正人
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第９３９号
埼玉県川口市柳崎１丁目31番10号
破産者　堀越　政次
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５６号
埼玉県熊谷市末広３丁目５番55号　県営熊谷末広団地305
破産者　近藤　良美
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１９３号
埼玉県深谷市稲荷町１丁目７番５号　ダイアパレス深谷309号
破産者　栗田　　咲
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２４３号
埼玉県児玉郡美里町大字猪俣1939番地８
破産者　峯岸　　昇
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２０号
岐阜県加茂郡富加町加治田3384番地　加治田住宅Ｃ棟303号、開始決定時の住所岐阜県美濃加茂市加茂野町市橋1172番地　グッドラックプレイス１号棟103
破産者　石原　尚三
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第２１号
岐阜県加茂郡富加町加治田3384番地　加治田住宅Ｃ棟303号、開始決定時の住所岐阜県美濃加茂市加茂野町市橋1172番地　グッドラックプレイス１号棟103
破産者　石原　千恵
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第２５１号
静岡県島田市元島田9507番地の２、旧住所岐阜県各務原市蘇原三柿野町３丁目４番地１（北三柿野寮内706）
破産者　前原　優紀
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３９８号
静岡市葵区羽鳥３丁目15番６号　福島アパート202号
破産者　樋口　哲朗
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９１号
大分市高松１丁目１番14号（芳真ビル503）
破産者　梶本　雄二
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１０８１号
札幌市東区北28条東10丁目１番６号　サンフレンド28―302号
破産者　在間　祐司
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３９２号
北海道北広島市西の里842番地14
破産者　久保　真澄
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４１号
宮城県東松島市矢本字上河戸171番地４
破産者　奥田　年男
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第４３号
宮城県石巻市大街道南２丁目10番11号　ブリーズＢ103号、前住所宮城県登米市豊里町平林82番地
破産者　服部　隆浩
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第１６６号
埼玉県狭山市狭山台３丁目23番地　３―15―803、開始決定時の住所埼玉県狭山市新狭山１丁目18番地の７　セザール川越南大塚601
破産者　坂井　隆夫
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２７２号
埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸421番地10
破産者　清水　浩司
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３９９号
埼玉県所沢市大字山口1399番地の５　エステート下山口102、前住所埼玉県所沢市大字山口907番地の12　ファミールＡ―101
破産者　横山　文子
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１７６３号
横浜市青葉区青葉台１丁目10番地１　青葉台団地３号棟717号室、旧住所川崎市宮前区鷺沼２丁目８番地11
破産者　香月　義夫
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部